

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン  
改正検討会（令和3年度）第4回 議事概要

日 時：令和4年1月18日（火）9:30～11:30

場 所：オンライン

【議事概要】

事務局から配布資料について説明が行われた後、委員の意見を伺った。

委員からの主な意見は以下のとおりである。

○下水道コンセッションガイドライン改正案文について

- 2.1においてコンセッション方式活用のためのステップを整理し、各フェーズに要する検討期間を示しているが、先行事例が要した検討期間について、記載してはどうか。
- 先行事例では、民間事業者はコンソーシアムとして応募してきたが、単独企業での応募についても可能なので、その旨示してはどうか。
- デューディリジェンス（DD）について、簡易なDD（検討初期段階）と詳細なDD（公募段階）の2段階で実施してはどうか。簡易なDDとは、自治体が既に策定しているストックマネジメント計画等の公表を想定している。これらの情報を、早期に開示することで、民間事業者にとってメリットになると考える。
- 1.12.1（3）③法令等変更について、運営権ガイドラインが示す「特定法令変更」について、特定法令変更の定義等について、正確に引用してほしい。
- 先行事例における特定法令変更の取扱いを例示しているが、まだ「例が多い」というほどではないため、「例がある」程度の表現にしてほしい。
- 「先行事例における特定法令変更の取扱いの例示」と「特例条例等変更」について組み合わせて実施しているように読み取れない。特定法令変更は全体設計としてバランスが取れるように実施されており、特定法令変更の考え方を導入した先行事例では、別途特定条例変更を設けてより積極的に補償していることを記載してほしい。
- 1.12.1（4）のリスク分担表の参考例においても、「法令等変更」の記載が特定法令変更の定義と合致していない。
- リスク分担表の参考例の「金利変動」における考え方に「不均衡であるとして、事業採算性（附帯事業・任意事業で儲けられるなら）によっては運営権者がリスク負担する場合もある」といった内容を追記してほしい。
- 2.15.2(3)外部機関によるモニタリングにおいて、外部機関を活用する場合の留意点として、外部機関と管理者との間でも利益相反としないようにする記載が必要ではないか。

- 外部機関の例として示している機関の名称について、ミスリーディングとならないような名称を記載してほしい。
- 2.7.1 (2) について、のために公表する項目の参考例を示しているが、財務諸表の参考例にキャッシュフロー計算書も示してはどうか。
- 2.9.3 (2) について、広域化を行う場合の特別会計の設置単位に関する記述が理解しにくい。自治体の下水道事業毎に設置することを記載すれば良いのではないか。
- 2.11.5(2)更新投資に関する会計処理について、管理者と運営権者の負担の区分が理解しにくい。「会計基準の見直しに関する Q&A」(総務省、令和 2 年 4 月 28 日)を参照するだけでなく、総務省と協議・相談されたいことを強調してはどうか。
- 1.1 について、コンセッション方式では民間事業者に「任せる」だけでなく、様々な活用の仕方があるので、「民間事業者を適切に活用することが持続可能な下水道事業サービスの提供に繋がる」といった表現が適切ではないか。
- 2.13.2(2)について、海外事例を参考に、KPI の策定が目的になってしまわないように留意すべきである旨を追記してほしい。
- Q&A や先行自治体における議会での議論内容を記載すれば、より理解しやすくなると考えられる。
- モニタリングについて、過度な負担とならないようにすることは重要である。一方で、自治体としては、下水道使用者や議会から理解を得ることは重要であり、管理者としてきちんとモニタリングしなければならないことに留意が必要であると考ええる。
- DD は費用を要するため、自治体にとってコンセッション方式の導入を検討するうえでのボトルネックになると考える。自治体が既に把握している情報(ストックマネジメント計画や公営企業会計等)を基に簡易な DD とすることは、有効であると考ええる。

以 上